

令和7年度 第6回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和8年3月19日(木) 14:30~14:50

2. 場 所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 柳原会長、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員、清野委員
使用者代表委員 寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員
事 務 局 小島労働局長、倉重労働基準部長、
成田賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和7年度富山地方最低賃金審議会開催状況について
- (2) 令和8年度特定最低賃金改正に係る意向表明について
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山田賃金室長補佐] それでは、定刻となりましたので、令和7年度第6回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表の高倉委員が御欠席ですが定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、ここから議事進行を柳原会長にお願いいたします。

[柳原会長] それでは議事に入ります。

議事1の令和7年度富山地方最低賃金審議会開催状況についてと、議事2の令和8年度特定最低賃金改正に係る意向表明について事務局からまとめて説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事1の令和7年度富山地方最低賃金審議会開催状況について説明いたします。

資料No.2を御覧ください。今年度の本審及び専門部会の開催状況を取りまとめたものです。

第57期の初年度となりました今年度は、5月22日開催の第1回本審で柳原会長が選出され、7月15日開催の第2回本審で富山県最低賃金改正決定の諮問、その後、専門部会での調査審議を経て、8月18日開催の第4回本審で答申をいただきました。

また、第4回本審では特定最低賃金改正の必要性の諮問を行い、その後、8月22日開催の特別小委員会において委員のほか、特定最低賃金が適用される産業から労使オブザーバ

一を招き、調査審議、取りまとめがなされました。

9月3日開催の第5回本審では、特別小委員会報告を受け、審議いただいた結果、改正申出のあった全ての特定最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申があったところです。

次に、資料No.3として、富山県における特定最低賃金も含めた最低賃金改正の過去10年分の推移をまとめておりますので参考としてください。

続きまして、議事2の令和8年度特定最低賃金改正に係る意向表明について説明いたします。

資料No.4を御覧ください。第5回本審におきまして特定最低賃金改正の申出意向がある場合は、2月末までの表明をお願いしておりましたところ、富山労働局長に対し意向表明がありましたので、その状況を取りまとめたものです。

1枚目は、意向表明の状況を事務局で取りまとめた一覧でございます。2枚目以降に、各意向表明書の写しを添付しておりますので、併せて御覧ください。

資料No.4の意向表明一覧につきましては、最低賃金の名称を一部略称を使用させていただきますが、一覧に記載のとおり、令和8年度につきましては、上から順に、富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金、富山県電気機械器具製造業最低賃金、及び、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の3件の特定最低賃金につきまして改正の申出を行う意向が表明されたところです。

なお、正式な申出につきましては7月末までとなっておりますので、正式な申出がありましたら、改正の必要性など調査審議いただく予定ですので、よろしく願いいたします。

また、この意向表明につきましては、平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度 全員協議会報告において産業別最低賃金の改正に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者の意思疎通を図ることとするとされ、関係労使当事者の意思疎通の方法として、話し合いを持つことが望ましいと示されておりますので、御配慮いただければと思います。

事務局からは以上です。

[柳原会長] 今ほど事務局から今年度の審議会開催状況と、特定最低賃金に関する意向表明について説明がございましたが、労働者代表委員から特定最低賃金の意向表明について御意見や何か補足する事項等はございますでしょうか。

[労働者代表委員] 特にありません。

[柳原会長] ありがとうございました。

使用者代表委員から、何か御意見等ございますでしょうか。

[使用者代表委員] 特にありません。

[柳原会長] ありがとうございました。

それでは、3件の特定最低賃金について、来年度、改正申出の意向があることを確認いたしました。

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブの発揮により設定される性格のもので、事務局の説明にもありましたとおり、引き続き労使で意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

続きまして、議事3 その他となっておりますが、何かございますか。
労働者側はいかがでしょうか。

[労働者代表委員] ありません。

[柳原会長] 使用者側はいかがでしょうか。

[使用者代表委員] ありません。

[柳原会長] 事務局から何かございましたらお願いします。

[成田賃金室長] 中央最低賃金審議会の動向につきまして簡単に説明いたします。参考資料を御覧ください。

去る2月27日に第72回中央最低賃金審議会、また、引き続き第1回目安制度の在り方に関する全員協議会が開催されたところです。

参考資料の通し番号5ページを御覧ください。

この資料は、第72回中央最低賃金審議会の資料で目安制度の在り方に関する検討の進め方についてまとめられているものです。

目安制度については資料にもありますとおり概ね5年ごとに見直すこととされており、項番1にあるとおり、検討事項として(1)から(5)まで、「近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて」など5項目が示されているところです。

また、検討期間は項番2の(2)にあるとおり、令和9年度中のとりまとめを目指すこととされておりますが、令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは目安審議までの取りまとめを目指し検討を進めるとされているところです。

なお、具体的にどのような議論がされるかと言いますと、参考資料最後の通し番号21ページを御覧ください。

この資料は、同日開催された第1回目安制度の在り方に関する全員協議会の資料です。1ポツ目にあるように目安を大幅に上回る引上げや、3ポツ目にあるように発効日など、具体的な論点が提示されているところです。

今後の検討状況につきましても、委員の皆さまへ、引き続き情報提供いたしますので、御承知置きいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上ですが、今年度の審議会は本日が最後となりますので、ここで富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 本年度、最後の最低賃金審議会となりましたので、一言、御礼申し上げます。

柳原会長様をはじめ、各委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本年度を振り返りますと富山県最低賃金の改正発効につきましては、本年度は、特に社会的関心が高回っていた中、昨年10月12日に滞りなく発効することができたところでありまして、これも、公労使、それぞれのお立場から真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に、御努力いただいた賜物であったと考えております。

また、県内の3件の特定最低賃金につきましては、金額改正の議論に至らず、改正決定を見送ることとなったところですが、改めまして、この1年間の皆様方の御苦勞に敬意を表する次第であります。

労働局といたしましては、引き続き、改正最低賃金の周知やその支払いの履行確保はもとより、賃金引上げに向け、中小規模事業者への各種支援策の活用につきましても、

富山県をはじめ、関係機関などとも連携の上、積極的かつ効果的な周知を図ってまいりますので、各委員の皆様方におかれましてもそれぞれのお立場で、引き続き、改正最低賃金をはじめ、各種支援策の周知や活用に向けた御協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。本年度、誠にありがとうございました。

[柳原会長] 以上をもちまして、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、石田委員
使用者代表委員からは、寺山委員
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、石田委員と寺山委員には、後日、議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、この1年間、委員の皆様には、本審議会の調査審議に格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。